

「暮らしの安全モデル校指定事業」事業実施報告書

モデル校指定校名 : 岐阜県立岐阜総合学園高等学校

1事業の実施期間 平成30年4月16日～平成31年1月28日

2学校の概要

学校名	岐阜県立岐阜総合学園高等学校
学級数	通常学級 : 各学年 7学級
児童生徒数	全生徒数 : 831人
URL	http://school.gifu-net.ed.jp/wordpress/sogo-hs/

3調査研究のテーマ

(1)調査研究のテーマ

賢い消費者、自立した消費者を育てる教育
～消費者トラブルの被害に遭わないために情報社会との賢い付き合い方を身につけよう～

(2)調査研究のテーマを設定した背景

本校生徒のほとんどがスマートフォンを所持しており、放課後や休日にはゲームをしたり、インターネットをしたりする生徒が多くみられる。インターネットが高校生にも普及する現代社会において、インターネットでの買い物やゲームなどで高校生もインターネットトラブルに巻き込まれる可能性が常にある。最近では、インターネット上での悪質商法など多種多様なインターネットトラブルが騒がれている。インターネットトラブルについて知り、対処法を学ぶことで、インターネット社会とうまく付き合える能力を身に付ける必要がある。

そのために、様々なインターネットトラブルについて調査することで、自分や家族、地域社会がどんなトラブルに巻き込まれる可能性があるかを自ら予測できるようにする。そして、正しい情報を判断でき、責任を持って行動し、インターネット社会と上手に関わっていけるように教育する。

4調査研究の内容等

(1) 調査研究の内容・実施日時

月	日	時 限	内容
4	16	6	・3年次生(27名)・DVD・「消費生活とトラブルの防止」
		7	・2年次生(40名)・消費生活についてガイダンス
5	7	6	・3年次生・「社会への扉」冊子を使う。
	21	6	・3年次生・県民生活課の方の講演会
	28	7	・2年次生・「社会への扉」冊子を使う。
6	4	6	・3年次生・「悪徳商法対策ゲーム」
	11	6	・3年次生・県民生活課の方の講演会
	13	6	・1年次生(280名)・岐阜大学「大藪千穂」教授の講演
	18	6	・3年次生・「消費者アクションゲーム」

	25	6	・3年次生・・DVD「ケイタイ、パソコンその使い方大丈夫ですか」
7	9	6	・3年次生・・DVD「知っておきたいクレジットカードの基本」
9	3	6	・3年次生・・県民生活課の方の講演会
		7	・2年次生・・県民生活課の方の講演会
11	12	6	・3年次生・・消費者教育のまとめ（グループ学習）
	26	6	・3年次生・・消費者教育のまとめ（グループ学習）
12	3	6	・3年次生・・消費者教育のまとめ（グループ学習）
	10	6	・3年次生・・消費者教育のまとめ（グループ学習）
	17	6	・3年次生・・消費者教育のまとめ（グループ学習）
1	21	6	・3年次生・・消費者教育のまとめ（グループ学習）
	28	6	・3年次生・・消費者教育のまとめ（グループ学習） 発表

※6限：14：25～15：15

※7限：15：55～16：45

6月13日 岐阜県金融広報委員会より大藪千穂（岐阜大学教育学部教授）様による講演会

目的：賢い消費者を育成するための消費者教育について

場所：ゼミナール室

内容：「おっと落とし穴」を使って・「18才成人」が2022年4月1日施行により成人年齢引き下げにより変わること。

生徒の感想：・身近な消費者トラブルが大学生の事例などからよく理解できた。また18才に成人年齢が引き下げられることが決まり何が大きく変わっていくのか、そのために何に気を付けなければいけないか理解できた。

(2) 調査研究の成果と課題

【成果】

- ・成人年齢が2022年4月から18才に引き下げられ、親の同意なしにローンを組んで高額な商品を買ったり、借金をしたりといった「契約」が結べるようになる。18才からクレジットカードが使える便利さだけでなく責任も伴うことが理解させることができた。これからは慎重に行動しなければならないと感じたようだ。
- ・いったん結んだ契約はなぜ守らなければならないのか消費者、事業者の立場で考えさせることができた。
- ・将来的に18才でカードローン破産がありうることを理解させることができた。
- ・消費者庁、国民生活センター、消費生活センターの役割について知ることができた。
- ・消費生活相談員の方の講演により様々なインターネットトラブルについて知ることができた。
- ・岐阜県金融広報委員会の講師の派遣により高校生が消費者教育に興味関心を持たせることができた。

【今後の課題】

- ・「賢い消費者、自立した消費者を育てる教育」について一年間実施したが、これからは、「消費者保護と自立支援」「多重債務」に絞り、消費者保護だけではなく、自立した消費者を育てる重要性、消費者トラブルに遭ったとき消費者センターへの相談や事業者に知らせることにより解決の糸口を見つけ、より安全な社会を目指す消費者教育の充実を今後も継続して研究をしていきたい。

6月11日（インターネットトラブルに遭わないために）・6月13日（賢い消費者を育成するために）



6月18日（消費者アクションゲーム）



いづみ幼稚園訪問（12月4日）消費生活紙芝居



1月21日（消費者教育グループ学習発表）

